

第 1 章 基本的な考え方

第1章 基本的な考え方

1 計画の趣旨

平成12年12月「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、国は、平成14年3月に「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成23年4月変更）を策定しました。また、同法において、地方公共団体の責務として、地域の実情を踏まえた人権教育・人権啓発に関する施策を積極的に推進することが定められました。

東京都は、平成12年11月に人間の存在と尊厳を守る人権施策を総合的に推進する「東京都人権施策推進指針」を策定し、平成27年8月に改定しました。

墨田区では、すべての人々の人権が守られる地域社会の実現をめざして、平成14年9月に人権教育・人権啓発に関する諸施策を総合的・計画的に推進するために「墨田区人権啓発基本計画」を策定（平成23年4月改定）しました。また、平成17年11月に策定した「墨田区基本構想」の中で、「すべての人々の人権が等しく尊重されるとともに、やさしさやおもいやりの心を大切にして、お互いを認めあい協力できる地域社会をつくります。」を区のめざす姿とし、平成18年の12月に策定した「墨田区基本計画」（平成23年12月改定）においては、「平和を希求し、人権を尊重するまちをつくる」を区の政策の一つと位置づけ、差別のない人権が尊重されるまちづくりを進めています。

現行の「墨田区人権啓発基本計画」は、平成23年度から平成32年度までの10年間の計画となっていますが、社会状況の変化等により中間の見直しを行い、人権問題の解決に向けて、さまざまな取組を実施するものです。

2 計画の基本理念

この計画の基本理念は、墨田区民一人ひとりが、自分の人権だけでなく、他人の人権についても正しく理解し、互いの人権を尊重し合うこと、すなわち、人権共存の考え方にあります。

墨田区は、すべての個人が自立した存在として、個々の幸福を最大限に追求することができる、平和で豊かな社会の実現をめざしています。

3 計画の性格

日本国憲法及び世界人権宣言の精神並びに墨田区基本構想及び墨田区基本計画の考え方に沿って、区が施策を推進するための基本的な方向を人権擁護の視点から明らかにし、区、区民、事業者等が協働し、人権尊重の理念の行きわたったまちづくりに取り組んでいくための区の基本姿勢を示すものです。

4 計画の期間

本計画の期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とし、社会状況の変化等により平成27年度に中間の見直しを行います。

《計画期間》平成23年度～平成32年度

平成	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
											
				・意識調査の実施		・計画の中間見直し					

5 計画の概要

人権教育・人権啓発を総合的・計画的に推進するため、さまざまな人権課題とこれらの課題を解決するための施策や施策の進め方を定めています。

(1) 人権問題の現状・課題・施策

- ア 同和問題
- イ 女性の人権問題
- ウ 子どもの人権問題
- エ 高齢者の人権問題
- オ 障害者の人権問題
- カ インターネット上の人権問題
- キ 外国人の人権問題
- ク HIV感染者・ハンセン病等の人権問題
- ケ さまざまな人権問題
 - (ア) 犯罪被害者やその家族の人権問題
 - (イ) 企業における人権問題
 - (ウ) 路上生活者の人権問題
 - (エ) アイヌの人々の人権問題
 - (オ) 北朝鮮当局による拉致問題
 - (カ) 刑を終えて出所した人の人権問題
 - (キ) 性的マイノリティ（性同一性障害・性的指向）の人の人権問題
 - (ク) 中国残留邦人等の人権問題
 - (ケ) 災害時における人権問題

(2) 施策の進め方

人権教育・人権啓発の施策を推進するための観点	
I 啓発・教育	<ul style="list-style-type: none">• 区民への啓発の推進• 学校教育・社会教育における人権教育の推進• 区職員の人権研修の充実
II 相談・支援	<ul style="list-style-type: none">• 相談窓口・相談機能の充実• 一時保護機能と自立等の支援の充実• 人権課題への取組を促進するための支援
III 連携	<ul style="list-style-type: none">• 人権擁護機関との連携・協力• 区民・企業等との連携・協力• 啓発団体との連携・協力
IV 推進体制	<ul style="list-style-type: none">• 人権啓発庁内連絡会の設置と運営• 啓発情報の収集・提供・共有

6 検討体制

(1) 墨田区人権啓発基本計画検討委員会

平成22年6月～平成23年1月 4回開催

平成22年12月～平成23年1月 パブリック・コメント実施

(2) 墨田区人権啓発基本計画中間見直し検討会

平成27年6月～平成27年10月 4回開催

平成27年10月 墨田地区人権擁護委員意見聴取

平成27年12月～平成28年1月 パブリック・コメント実施